

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 25 年 9 月 20 日

行政評価局調査の実施 <PFIの推進に関する行政評価・監視>

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に 実施しています。

今回、平成25年9月から実施する上記テーマの計画について公表します。

〇 PFIの推進に関する行政評価・監視

PFI事業を推進する観点から、PFI事業の概況及びアクションプランに基づく国の取組状況、 個別のPFI事業の実施状況並びに国、地方公共団体等における支援の実施状況等を調査し、関係 行政の改善に資するために実施

連絡先

<PFIの推進に関する行政評価・監視>

行政評価局復興、総務、国土交通担当評価監視官室

担当:千葉、安武

電話(直通):03-5253-5432、FAX:03-5253-5464

< 行政評価局調査全般について>

行政評価局総務課

担当:高橋

電話 (直通): 03-5253-5407、FAX: 03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。 https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

PFIの推進に関する行政評価・監視

調査の背景

- 国は、PFI法(注1)に基づき、PFI事業(注2)を推進
- O PFI法の制定(平成11年)か ら平成24年度までのPFI事業 の実績は、事業件数418件、契 約金額で約4兆1千億円
- O しかし、PFI事業の件数の約4分の3は、公共施設等の管理者等がPFI事業の費用を税財源から「延べ払い」で支払う方式の事業であり、税財源以外の収入(利用料金等)により費用を回収する方式のものは僅か21件などの状況
- 〇 こうしたことから、国は、アクションプラン(注3)を 策定し、今後10年間で12兆円規模に及ぶ事業を 重点的に推進

O PFI事業を推進する 観点から、下記の事 項を調査し、関係行政 の改善に資するため に実施



- (注2)民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業
- (注3)「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)

主要調査項目と調査の視点

- 1 PFI事業の概況及びアクションプランに基づく国の取組状況
- PFI事業の概況、アクションプランに基づく国の取組状況等を調査
- 2 個別のPFI事業の実施状況
- O PFI事業の実施体制、PFI事業の検討状況、民間事業者の選定状況、モニタリングの実施状況等を 調査
- 3 国、地方公共団体等における支援の実施状況等
- 法制上及び税制上の措置、財政上及び金融上の支援並びに人的・技術的支援の実施状況等を調査

主要調査対象

調查対象機関

全府省

関連調査等対象機関

公共法人、都道府県、市町村、 民間事業者等

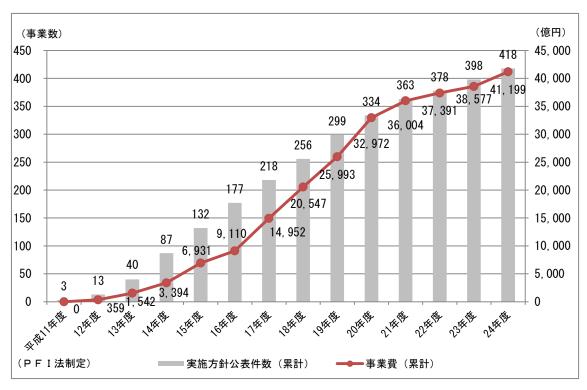
調査実施期間

平成25年9月~26年11月(予定)

参 考 資 料

PFI事業の実施状況

① 平成 11 年度から 24 年度までの事業件数及び事業費の推移



(注) 内閣府資料に基づき、当省が作成した。

② 各事業の分野及び主体別内訳(平成25年2月28日現在)

分野	事業主体別			合計
	围	地方	その他	
教育と文化(文教施設、文化施設等)	1	102	35	138
生活と福祉(福祉施設等)	0	19	0	19
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場等)	0	73	2	75
産業(商業振興施設、農業振興施設等)	0	13	0	13
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設等)	7	43	0	50
安心(警察施設、消防施設、行刑施設等)	7	14	0	21
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎等)	45	10	1	56
その他 (複合施設等)	6	40	0	46
合計	66	314	38	418

(注) 内閣府資料に基づき、当省が作成した。